

居宅介護支援事業所越中

重要事項説明書

## 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社福祉の里  
(2) 法人所在地 富山市下新町 16 番 11 号  
(3) 電話番号 076-482-4221  
(4) 代表者氏名 牧 妙子  
(5) 設立年月 平成14年8月

## 2. 事業所概要

- (1) 種類 居宅介護支援事業、介護予防支援事業  
(2) 番号 居宅介護支援事業 富山県 1670102134 号  
介護予防支援事業 富山県 号  
(3) 指定年月日 居宅介護支援事業 平成15年2月28日  
介護予防支援事業 令和 6年4月 1日  
(4) 目的 介護保険法の理念に基づき、高齢者自身によるサービス選択を基本として公正中立を厳守し保険・医療・福祉サービスの提供を総合的、効果的に果たし高齢者が自立した生活をおくれるように、介護相談、介護計画等の支援サービスを提供する。  
(5) 名称 居宅介護支援事業所越中  
(6) 所在地 富山市下新町 16 番 11 号  
(7) 電話番号 076-482-4221  
(8) 管理者名 平野 翔  
(9) 運営方針 ①被保険者が要介護状態等になった場合においても可能な限り在宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮いたします。  
②被保険者の介護認定にかかる申請に対して、利用者意思を尊重し必要な支援を行います。  
③被保険者の選択により、心身状況及びその置かれている環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスがそれぞれの事業者等の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画が提供されるように配慮いたします。  
④保険者から要介護認定の委託を受けた場合は公正中立を尊重し、正確で分かり易い調査を行います。  
⑤利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者  
に不当に偏ることのないよう公正におこないます。  
(10) 開設年月 平成15年3月1日

### 3. 事業の実施地域

- (1) 通常の事業の実施地域 富山市
- (2) 営業日および営業時間 ○営業日：月～金曜日  
○営業時間：午前9時～午後5時まで  
※（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業）  
但し、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。  
営業時間外は下記の電話にて365日24時間、常時連絡可能な体制をとっています。（緊急時連絡先） 076-482-4221

### 4. 職員の配置状況

当事業所では契約に対して、指定居宅介護支援(指定介護予防支援)サービスを提供する職員と以下の職員を配置します。

※職員体制は変動しますが、基準は遵守しております。

- (1) 管理者 1名  
(2) 主任介護支援専門員 1名（管理者兼務）  
(3) 介護支援専門員 1名以上

### 5. サービス内容

#### (1) 居宅サービス計画の作成

##### ①居宅サービス計画作成担当介護支援専門員選任

介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

##### ②利用者への情報提供

居宅サービス計画開始にあたり利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅介護サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し利用者またはその家族がサービスの選択が可能となるように支援します。

##### ③居宅サービス計画の原案作成

利用者及びその家族の置かれている状況等を考慮して、提供されるサービスの目標、その達成時期または達成を目指す期間、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

##### ④利用者の同意

居宅サービス計画の原案に盛り込まれた指定居宅サービス等について、保険給付の対象か否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し同意を得た上で決定するものとします。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握

居宅サービス計画作成後も利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行います。またサービス提供記録の閲覧のご希望にも弾力的に対応させていただきます。

(3) 居宅サービスの変更

利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更等を希望する場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断したときは、双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設等への紹介

居宅において日常生活が困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設へ入院、入所を希望する場合は介護保険施設等への紹介等の便宜の提供を行います。

6. サービス利用料金

(1) 居宅介護支援（介護予防支援）に関するサービス利用料金については、関係法令が定める基準によるものとし、当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合1ヶ月につき要支援・要介護度に応じて下記の金額をいただき当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

◎ (居宅介護支援単位数) 介護報酬公告額 × 地域加算 (1 単位×10.21 円)

【居宅介護支援費Ⅰ】

居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

|                                | 要介護1・2   | 要介護3・4・5 |
|--------------------------------|----------|----------|
| 居宅介護支援（i）<br>取り扱い件数45件未満       | 1,086 単位 | 1,411 単位 |
| 居宅介護支援（ii）<br>取り扱い件数45件以上60件未満 | 544 単位   | 704 単位   |
| 居宅介護支援（iii）<br>取り扱い件数60件以上     | 326 単位   | 422 単位   |

**【居宅介護支援費Ⅱ】**

指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

|                                | 要介護1・2  | 要介護3・4・5 |
|--------------------------------|---------|----------|
| 居宅介護支援（i）<br>取り扱い件数50件未満       | 1,086単位 | 1,411単位  |
| 居宅介護支援（ii）<br>取り扱い件数50件以上60件未満 | 527単位   | 683単位    |
| 居宅介護支援（iii）<br>取り扱い件数60件以上     | 316単位   | 410単位    |

**【介護予防支援費】**

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 介護予防支援費（Ⅱ）<br>指定居宅介護支援事業者のみ | 472単位 |
|-----------------------------|-------|

**【加算】**

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 初回加算                   | 300単位   |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ            | 450単位   |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ            | 600単位   |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ            | 600単位   |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ            | 750単位   |
| 退院・退所加算（Ⅲ）             | 900単位   |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）           | 250単位   |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）           | 200単位   |
| 特定事業所加算（Ⅰ）             | 519単位   |
| 特定事業所加算（Ⅱ）             | 421単位   |
| 特定事業所加算（Ⅲ）             | 323単位   |
| 特定事業所医療介護連携加算          | 125単位   |
| ターミナルケアマネジメント加算        | 400単位   |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算        | 200単位   |
| 通院時情報連携加算              | 50単位    |
| 委託連携加算                 | 300単位   |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 5/100単位 |

## 【減算】

|                |  |
|----------------|--|
| 業務継続計画未策定減算    | 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算<br>※令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算  |
| 特定事業所集中減算      | 正当な理由がなく、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が80%を超えている場合200単位減算 |

※算定要件を満たす際は加算・減算をさせていただきます。

(適用要件は付属別紙参照)

- (2) 通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、交通費が必要となります。
- (3) お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 7. 介護支援専門員の変更

- (1) 事業者は必要に応じ、介護支援専門員を変更することができます。  
その場合には利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (2) 利用者は業務上不当と認められる事情、その他変更を希望する理由を明らかにして、事業所が任命した介護支援専門員の変更を申し出ることができます。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 9. ハラスメント対策

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為がセクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 10. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの割合
- (2) 前6ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

#### 11. 事故発生時

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 12. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 業務上知り得たご利用者様等に関する個人情報等は、正当な理由なく第三者に漏洩致しません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に対する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

#### 13. 内容及び手続の説明及び同意

事業者は、指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

#### 14. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

#### 15. 苦情等の受付について

当事業所に対する苦情やお問い合わせは次の専用窓口で受け付けます。

- 受付相談窓口（担当者） 平野 翔
- 苦情解決責任者（管理者） 平野 翔
- 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

その他にも次の相談窓口があります。

- 富山市福祉保健部介護保険課 電話：076-443-2041
- 国民健康保険団体連合会 電話：076-431-9833
- 富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話：076-432-3280

◇居宅介護支援事業（介護予防支援事業）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所越中

介護支援専門員

◇私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援（介護予防支援）サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者住所 〒

氏名

代理人が同意の場合

代理人住所

代理人氏名

（続柄）

(付属別紙)

【加算】

|                |   |
|----------------|---|
| 初回加算           | 新規に居宅サービス計画を作成する場合<br>要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合<br>介護状態が2区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合   |
| 退院・退所加算 (I) イ  | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回を受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)   |
| 退院・退所加算 (I) ロ  | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回を受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)  |
| 退院・退所加算 (II) イ | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合(入院又は入所期間中1回を限度)   |
| 退院・退所加算 (II) ロ | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回を受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)   |
| 退院・退所加算 (III)  | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上を受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)   |
| 入院時情報連携加算 (I)  | 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。<br>※ 入院日以前の情報提供を含む。<br>※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。  |
| 入院時情報連携加算 (II) | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。<br>※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。  |
| 特定事業所加算 (I)    | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。<br>(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。<br>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。<br>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催 |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>すること。</p> <p>(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること。</p> <p>(6) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(10) 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 名未満）であること。</p> <p>(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(12) 他の法人が運営する事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> |
| <p>特定事業所加算（Ⅱ）</p> | <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 上記加算（Ⅰ）の(2)(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p>   |
| <p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> | <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 上記加算（Ⅰ）の(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p>   |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 特定事業所医療介護連携加算          | 以下の要件をすべて満たす必要があります。<br>前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上<br>前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定<br>特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。 |
| ターミナルケアマネジメント加算        | 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合                   |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算        | 病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。1月に2回を限度として加算する。  |
| 通院時情報連携加算              | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。                      |
| 委託連携加算                 | 介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力すること。<br>委託にあたって、委託連携加算を勘案した委託費の設定を行うこと。   |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣が定める地域（※）に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合<br>※豪雪地帯（富山県該当）   |

【減算】

|                |   |
|----------------|---|
| 業務継続計画未策定減算    | 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合 |
| 特定事業所集中減算      | 正当な理由なく、居宅サービス計画が同一の事業所によって、提供総数の占める割合が80%を超えている場合（対象期間は6ヶ月以内に作成した居宅サービス計画）       |